八尾市放課後児童室条例の一部改正 新旧対照表

現 行

第1条~第4条 略

(入室の不許可等)

- 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当 するときは、入室を許可せず、若しくは入室の許 可を取り消し、又は出席を停止することができ る。
 - (1) 略
 - (2) 保護者が次条に規定する保育料を、1月以上 滞納したとき。
 - (3) 略

(保育料)

第6条 児童室に入室した児童の保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 保育料の額は、次のとおりとする。

<u>区分</u>	<u>保育料</u>
月曜日から土曜日まで	児童1人につき月額
入室する場合	6,000円
月曜日から金曜日まで	児童1人につき月額
入室する場合	5,000円

- 3 教育委員会が特に必要があると認めるときは、 教育委員会規則で定めるところにより、保育料を 減免することができる。
- 4 既納の<u>保育料</u>は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(保育料の納付)

第7条 保育料は、毎月10日までに、当該月分を納付しなければならない。ただし、月の中途において入室した場合における当該月分の保育料は、当該入室の日から10日以内に納付するものとする。

第1条~第4条 略

(入室の不許可等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当 するときは、入室を許可せず、若しくは入室の許 可を取り消し、又は出席を停止することができ る。

改正案

- (1) 略
- (2) 保護者が次条に規定する保育料<u>及び延長保育</u>料を、1月以上滞納したとき。
- (3) 略

(保育料等)

- 第6条 児童室に入室した児童の保護者は、保育料を納付しなければならない。
- 2 教育委員会規則で定めるところにより延長される開設時間に実施する保育事業(以下「延長保育」という。)を利用する児童の保護者は、前項の保育料のほか、延長保育に係る保育料(以下「延長保育料」という。)を納付しなければならない。
- 3 保育料及び延長保育料(以下この条において 「保育料等」という。)の額は、児童1人につき、別表のとおりとする。
- 4 教育委員会が特に必要があると認めるときは、 教育委員会規則で定めるところにより、<u>保育料等</u> を減免することができる。
- <u>5</u> 既納の<u>保育料等</u>は、還付しない。ただし、教育 委員会が特に必要があると認めるときは、教育委 員会規則で定めるところにより、その全部又は一 部を還付することができる。

(保育料等の納付)

- 第7条 保育料及び延長保育料(月額によるものに限る。以下この項において同じ。) は、毎月10日までに、当該月分を納付しなければならない。ただし、月の中途において入室した場合における当該月分の保育料及び延長保育料は、当該入室の日から10日以内に納付するものとする。
- 2 延長保育料(1回当たりの額によるものに限

第8条 略

附則略

る。)は、月の初日から末日までに延長保育を利用した回数に基づき、翌々月10日までに、当該月分を納付しなければならない。

第8条 略

附則略

別表 (第6条関係)

<u>x (7,0 x x x x x x x x x x x x x x x x x x x</u>		
<u>区分</u>	保育料	延長保育料
月曜日から土曜	月額6,000円	月額3,000円
日まで入室する		又は1回150
<u>場合</u>		<u>円</u>
月曜日から金曜	月額5,000円	月額2,500円
日まで入室する		又は1回150
<u>場合</u>		<u>円</u>
月曜日から金曜	月額4,000円	月額2,000円
日までの5日間		又は1回150
のうち4日入室		<u>円</u>
する場合		

備考 この表において「1回」とは、30分以内の 延長保育の利用をいう。